

兵庫県弁護士会 法律扶助事業等補助金交付要綱

令和2年4月1日 市長室長決定

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県弁護士会が行なう事業の運営に要する経費を市が補助することについて必要な事項を定める。

(補助対象)

第2条 この補助金の対象は、総合法律支援法の基本理念にのっとり兵庫県弁護士会が行なう資力の乏しい者への法律扶助事業等の運営経費とする。

(申請)

第3条 兵庫県弁護士会は、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は前条の申請があった場合は、これを審査のうえ、予算の範囲内で交付額を決定し、兵庫県弁護士会に通知するものとする。

(請求)

第5条 前条の通知を受けた兵庫県弁護士会は、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(報告)

第6条 兵庫県弁護士会は、事業完了後速やかに事業報告書を市長に提出しなければならない。

(帳簿の備え付け)

第7条 兵庫県弁護士会は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(調査又は報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、兵庫県弁護士会に対して、補助金の執行状況等について必要な帳簿、書類等を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(返還)

第9条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) この補助金交付要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の当該補助金の交付目的以外に使用したとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長室長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。